

採用・退職・解雇の法律実務

～採用・退職・解雇について実務のポイントを詳しく解説～

(一社) 池袋労働基準協会

(一社) 三田労働基準協会 (幹事)

労働者を募集し採用する際、解雇や退職により労働契約を終了する際には、労働契約法、労働基準法などの法律により様々なルールが定められており、このルールに沿った対応を行わなかったことにより大きなトラブルに発展することが少なくありません。

本講習会では、労働者の雇入れや労働契約を終了する際の実務について、基本的なことから掘り下げた内容まで、元労働基準監督官の特定社会保険労務士が詳しく解説を行います。

記

- 1 日 時 2025年12月2日(火) 13:30～16:30 (開場・受付は13:00～)
- 2 会 場 一般社団法人三田労働基準協会 1階研修センター
港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル (裏面案内図参照)
- 3 講 師 田 原 さえ子 氏(特定社会保険労務士、労働衛生コンサルタント、元労働基準監督官)
- 4 内 容
(1) 採用 (①採用と労働契約の成立、②労働条件の明示、③労働契約の禁止事項、④同一労働同一賃金、男女同一賃金の原則、⑤試用期間、⑥有期労働契約の契約期間、無期転換ルール、⑦労働者名簿と賃金台帳の備え付け、⑧雇入れ時の健康診断・安全衛生教育 など)
(2) 労働契約の終了 (①退職と解雇、②労働契約終了に伴う手続き など)
(3) 解雇 (①解雇の種類、②解雇の手続き、③解雇予告手当、④解雇制限 など)
(4) その他
- 5 受講料 会員 5,500円 会員以外の方 7,700円 (消費税・資料代含む)
- 6 定 員 30名
- 7 申込方法等

①受講申込：裏面「申込書」により、池袋労働基準協会あて Fax 03-3988-6366 してください。

②申込受付と受講料振込：受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者に Fax 返信いたします。受講料は受講票到着後11月25日(火)までに次の銀行口座にお振込みください (振込手数料はご負担願います)。

・銀行名	みずほ銀行 池袋支店	・口座番号	普通預金 2849582
・口座名義	一般社団法人池袋労働基準協会 特別会費口		

③受講の取消：11月25日(火)までの取消しは受講料を全額返還いたします (振込手数料はご負担願います)。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おきください。

④受講者は、Fax された受講票を当日持参し受付にご提示ください。

- 8 お問い合わせ先 (一社)池袋労働基準協会 豊島区池袋1-8-8 電話：03-3988-6344

*この講習は三田、品川、大田、渋谷、新宿、池袋労働基準協会の共催により開催し、幹事協会は三田労働基準協会です。

受 付 日		受講番号	
-------	--	------	--

「採用・退職・解雇の法律実務」

労務管理講習会 Fax 申込書 兼 受講票

実施日：2025年12月2日(火)

13:30~16:30 開場・受付 13:00~

申込 Fax 送付先 (一社)池袋労働基準協会事務局 あて
Fax 03-3988-6366

いずれか、○をお付け下さい	・三田協会・品川協会・大田協会・渋谷協会・新宿協会・池袋協会 ・協会会員以外		
事業場名			
所在地			
電 話		Fax (返信用)	
申込担当者 職・氏名			
受講者氏名	ワカナ		

注：① 個人情報とは本講習会以外の目的に利用することはありません。

② Fax 返信された本票を受講票として当日持参し、受付にご提示ください。

③ 2名様以上でのお申し込みの場合は、この用紙をコピーしてご利用ください。

会場案内図

一般社団法人 三田労働基準協会ビル

1 階研修センター

港区芝4-4-5

TEL 03-3451-0901

最寄駅

地下鉄三田駅

A9 出口徒歩 1 分

JR 田町駅

三田(西)口徒歩8分

協会 使用欄	
-----------	--

